

副本

丙第 20 号証

ISBN4-8188-0475-4 C0036 P2884E

日本経済評論社 ● 定価2884円 (本体2800円・税84円)

- 後藤新平と帝都復興計画
- 帝都復興の思想と復興事業の遺産
- 水辺のゾナード 隅田公園
- 神宫外苑の緑杏並木
- 大東京の成立と新宿新都心のルーツ
- 優美なアーバンデザイン 常盤台
- 山の手の形成 区画整理と風致地区 郷土調査にかけた情熱
- 宮城外苑 シラカシとスギの恩恵
- 東京緑地計画 グリーンベルトの理想との運命
- 防空と建物疎開
- 幻の環状三号線 戦災復興計画の理想と挫折
- 東京オリエンタルと首都高速道路
- 東京都市計画の負の遺産

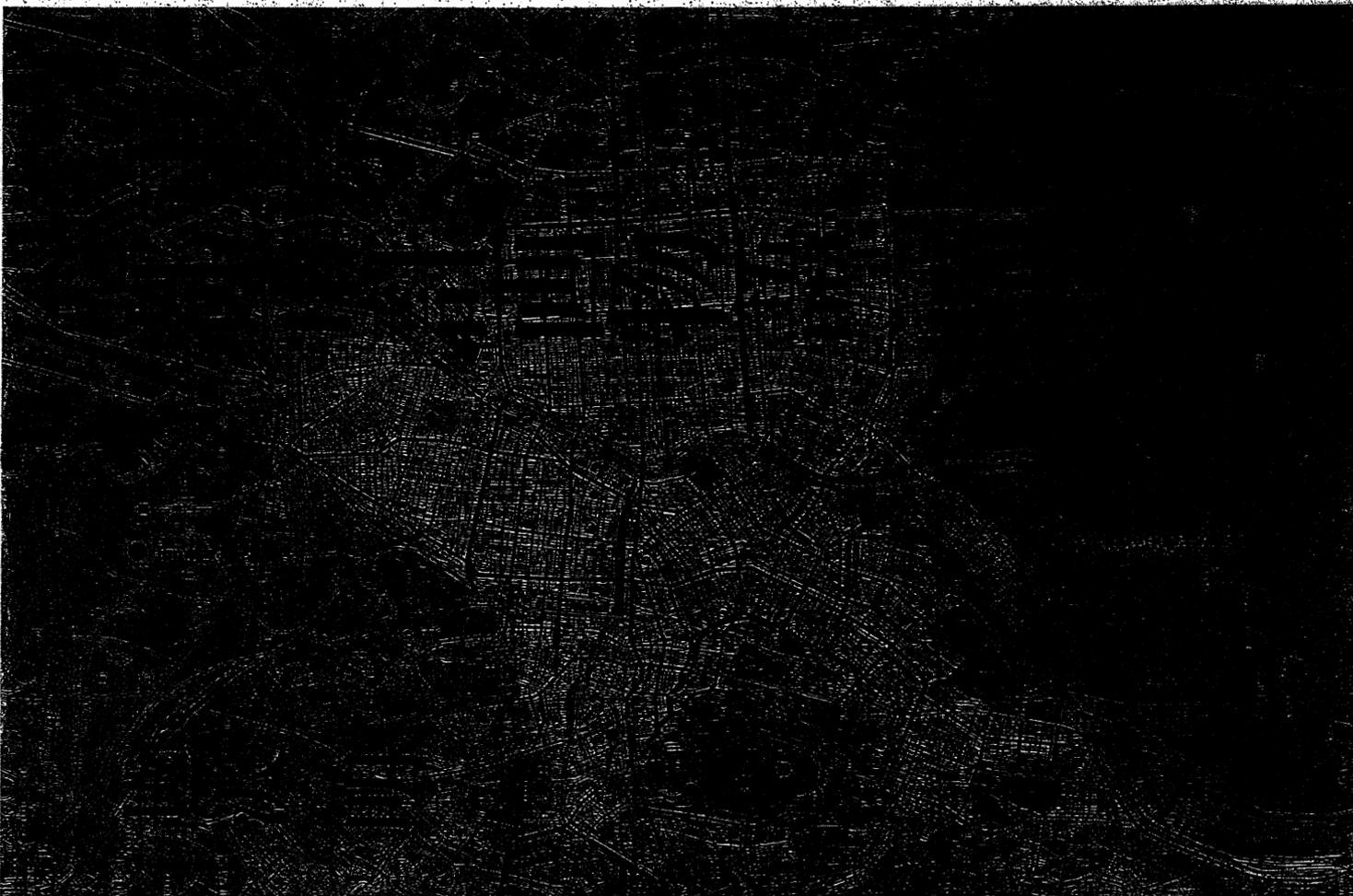
東京都
豊市

東京都市計画物語

越沢 明



日本経済評論社



2 東京の街路計画の歴史

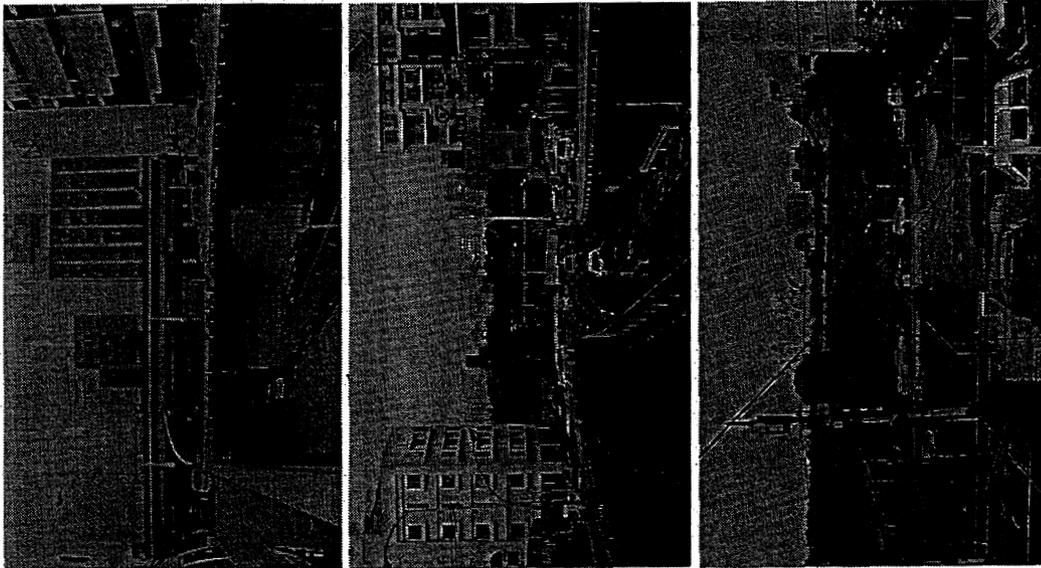
馬車交通を交通手段としていない日本の江戸時代の城下町・宿場町の街路の幅員は一〇メートル未満であり、数メートル程度のもものがほとんどであった。それでは当時世界最大の都市であり、大消費都市であった江戸の物流は一体どうしていたのかといえば、水運に頼っている。江戸湊で荷卸された物資はハシケを使い、江戸の下町にはりめぐらされた水路（濠、運河）によって蔵屋敷や商家に搬入された。したがって今日、都市景観を損ねる道路の典型として常に楳玉にあがる日本橋の上の首都高速道路も川が物流・業務交通のための空間であるという機能の点では実は昔も今も変わりが無い。

明治時代になり、近代国家の首都としてのインフラ整備のため市区改正事業（市区改正とは今日の言葉では市街地改造に相当する）が開始された。しかし、市区改正事業は財源難のため、遅々たる歩みで、路面電車の道路拡張、日比谷公園の新設、上水道の整備が主たる成果であった。

一九一九年（大正八年）、都市計画法が公布され、都市計画に関する法制度が整った。一九二三年（大正十二年）の関東大震災を絶好の機会として後藤新平のリーダーシップにより帝都復興事業が着手され、これにより今日の東京の都心部と下町のインフラストラクチャが形成されて

いる（一章参照）。

帝都復興事業（一九二四～三〇年）は、当初の後藤新平の構想に比べて規模が縮小されたものの、長年の課題であった東京の都市改造を実現するものであった。東京の既成市街地を貫通する二本の幹線街路——昭和通り（幅員四四メートル）、大正通り（現靖国通り、幅員三六メートル）が整備され、また東京市（当時は山手線の内側までが市域で市街地であった）の外周に初の環状



⑥ 環状3号線（六本木）

④環三の開かずの麻布トントンネル。⑤青山墓地の手前で消えてしまふ幻の環状3号線。⑦左手に拡がる都市計画青山公園にビルを建てる構想がある。これは戦災復興計画がかろうとう類した緑の道産を損なう行為である。

線（明治通りの全部と山手通りの一部、幅員二メートル）が整備された。また歩車分離と街路の植栽の考え方もこのとき一般化し、確立した。

関東大震災後に人々の郊外移住が進み、市街化が始まったことに対応して、一九二七年（昭和二年）まだ郡部であった東京の山の手を対象にして放射・環状の幹線街路の計画が決定された。環六、環七、環八はこのとき決定されたものであり、環七通りは計画決定以来六〇年を経て一九八五年によりやく完成し、一方、環八通りは未だに全線開通していない（五章参照）。

既述のように環五とは明治通りである。では環一、環二、環三、環四はどうしたのかといえ、一九二七年の都市計画決定にあたっては都心の既存の街路を無理やりつなぎ合わせ、環一から環四に相当する道路だと行政内部で説明している。

昭和戦前期に杉並区、世田谷区では先見性のある地元の大地主により区画整理が実行され、善福寺、用賀、奥沢一帯の良好住宅地が形成された。また、田園調布や常盤台（六章参照）のように電鉄系アベロッパによる良好な宅地開発が一部で実施された。

しかし、帝都復興事業当時、すでにスプロール化したつあつた非震災区域（荒川区、豊島区、新宿区、中野区、品川区など）は都市計画の施策の網からこぼれ落ちてしまい、震災復興事業も東京では小規模でしか実施されなかったため、幅四メートル未満の道路がいたる所にあり、道が曲がりくねり、公園・広場が乏しく、木造賃貸アパートが密集しているという今日のいわゆる「木賃ベルト地帯」が形成されてしまう。

今日の東京二三区の街路網の理想は、幹線道路であれ、生活道路であれ、以上のような歴史的
分析でほとんど説明できる。

3 震災復興計画の理想と挫折

一九四五年（昭和二〇年）三月の東京大空襲により東京の市街地は一面焼け野原となった^⑦。その数日後、内務省国土局計画課長の大橋武夫（都市計画に熱意のあつた数少ない内務官僚の一人、後の法務総裁、労働大臣）は震災復興計画の検討を秘かに部下に命じた。八月一五日の数日前、敗戦のニュースを事前に知つた大橋武夫は防空都市計画（建物疎開）の作業を中止し、震災復興計画の基本方針の策定を指示し、内務省の都市計画関係のスタッフは一斉にこの仕事を開始した。こうして敗戦という日本社



⑦ 東京大空襲（1945年2月）

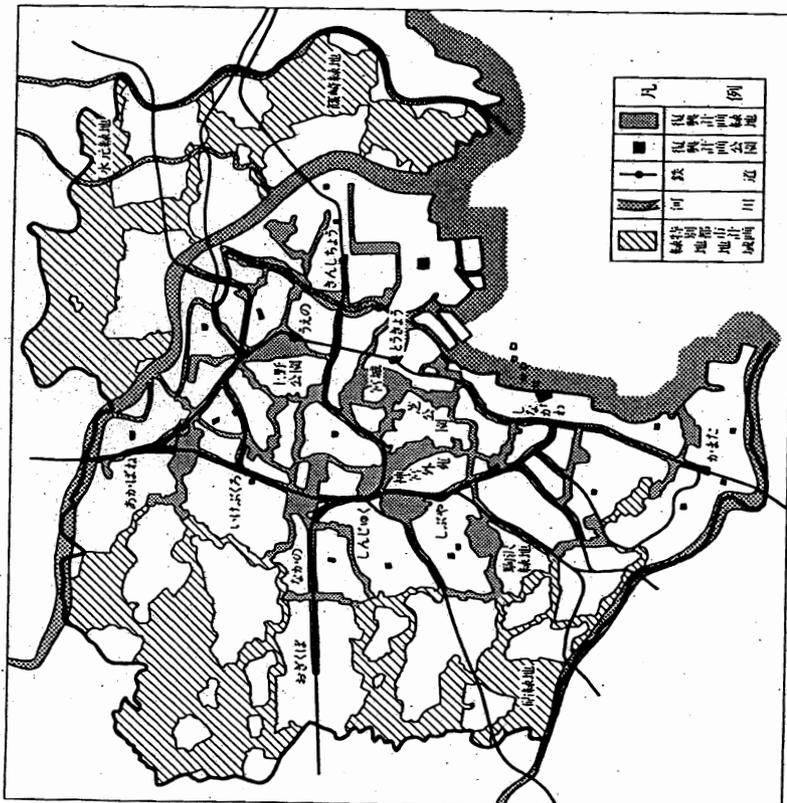
手前は日本橋小伝馬町、奥は浜町公園と隅田川。（「震災記念絵巻書」
東京都慰霊協会）

会全体の虚脱状態の中で、内務省の行政プランナー達は長年の課題であった都市改造の千載一遇のチャンスを見逃すまいと、食うものも満足にない状態で都市の復興のためのプランづくりに取り組んだのである。

国の戦災復興に関する基本方針は一九四五年二月、戦災地復興計画基本方針として閣議決定されたが、その内容はすでに同年一〇月、都道府県の関係者に内示されている。この基本方針は今読み返しても非常に立派な内容のものである。その特徴としては、市街地の外周に緑地地域（グリーンベルト）を設け、市内には河川などに沿って楔状に公園緑地を貫入させ、交通処理と防災、保健、景観上の観点から幅員一〇〇メートル、八〇メートルという広幅員街路（広い植栽帯を有し、公園緑地を兼ねるアールヴアール、アヴェニュー）を市内に創り出そうとしたことである。

東京の戦災復興計画はこのような国の方針を忠実に、またより大胆に採用したもので、実際に法にもとづく都市計画決定の措置が採られた⑧。

東京の戦災復興計画は石川栄耀（当時、東京都建設局都市計画課長、後に東京都建設局長、早大教授）が戦前から暖めていた理想的な都市計画プランをそのまま法定計画としたものである。石川栄耀は一九二〇年（大正九年）の都市計画法の施行後、名古屋の都市計画の立案とその実施に手腕と才覚を発揮した（都市計画愛知地方委員会技師）。特に、都市計画事業の財源が乏しく用地買収による街路、公園の新設がほとんど不可能であった大正、昭和初期に、計算高い名古屋人気質



⑧ 東京の戦災復興計画（1946～47年決定）

①公園および緑地地域（1947年）。区部の外周に緑地地域が設定された。また市内には縦横に緑地（幅員50～100m）が系統をなすように決定されたが、その後、大幅に縮小、廃止された。また緑地地域は1968年に全廃された（越沢明「満州国の首都計画」日本経済評論社、1988年）。②街路計画。凡例は右から100m、80m、50m、40m、100m道路は昭和通り、外堀通り、四ツ目通り、蔵前橋通り、新宿通り、大久保通り等に設定されている。

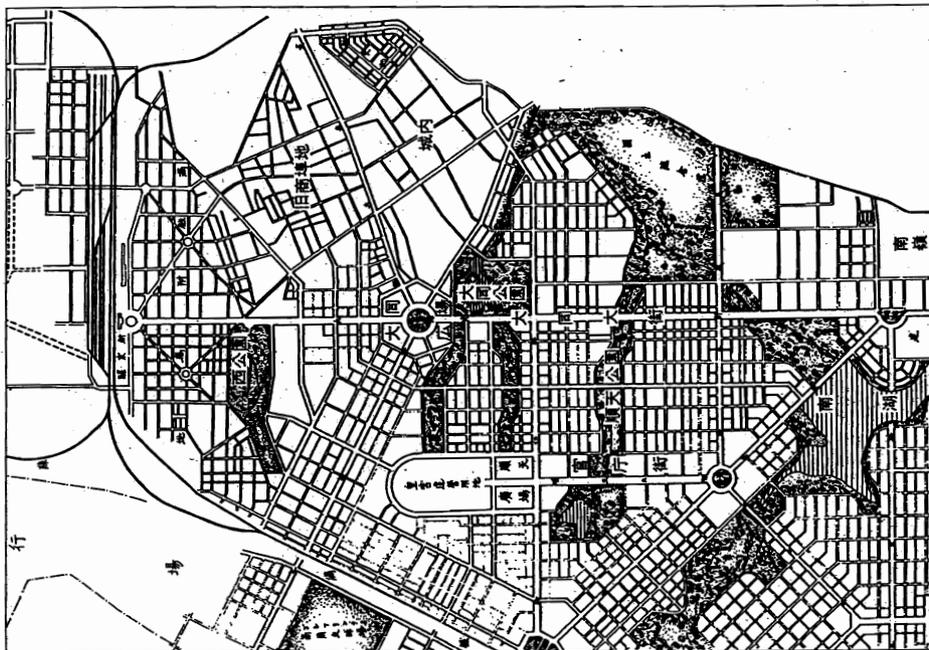
を上手につかみ、郊外地主を組織し（「区画整理をすると地価が上昇しますよ」と呼びかけた）、郊外地の区画整理を次々と実行することによって、スプロールなしに、また用地買収の財政負担なしに郊外地の宅地開発とインフラ整備をやり遂げた。

全国の都市計画技術者（道府県都市計画課長、都市計画地方委員会技師・技手）の人事を握っている内務省は、満州事変後、満州国政府の都市計画課長（正確には都島科長という）に石川栄耀を推薦したが、石川は辞退した。そこで代わりに近藤謙三郎（都市計画東京地方委員会技師）が渡満した。その空きポストに今度は石川が着任したのである。昭和一〇年代、東京では緑地計画は大きく前進し、事業が開始されたが、石川が担当する街路計画、都市土木は、財政難のため事業化が進まず、全く成果が挙がらなかった。満州国では新京、哈爾濱、大東港、奉天、鞍山と次々に都市計画の華々しい成果をみるにつけ、石川は悶々たる思いの日々であった。石川自身が「満州国へ行かなかったことを悔いる日が多かった」と後に当時の心境を回想している。

一九四四年（昭和一九年）、防空都市計画の立案を通して石川は東京全体の都市改造を構想する。この「帝都復興計画」を修正したものが、東京の戦災復興計画に他ならない。広幅員街路、広場、緑地帯によって構成されるその都市計画のランドデザインは満州国の首都・新京の都市計画に非常によく似ている。新京、そして東京の戦災復興計画（石川の当初プラン）の共通性は、当時の意欲ある日本人プランナーの発想と思想が同一であったことを証明している^⑩。また、石川の心に新京の都市計画と同等、あるいはそれ以上の都市計画を、という気負いがあつたのではない

だろうか。

しかし、東京の復興計画の着手と事業進捗のテンポは全国六大都市の中で最も立ち遅れた。そして一九四九年に全国の復興都市計画がドッジラインの緊縮財政の犠牲となったとき、東京の復



⑩ 首都・新京の都市計画（前掲「満州国の首都計画」）

興計画は全国一の圧縮となり、見るも無惨に後退し、幅員一〇〇メートル、八〇メートルの街路は全廃され、広幅員の公園緑地系統も廃止された^⑩。

しかし、このような極端な後退は東京のみであり、名古屋、広島、仙台、姫路などの都市は立派に戦災復興事業をやり遂げ、今日、市民の誇りとなっている広幅員の並木道、公園道路（久屋大通、若宮大通、平和大通、定禪寺通り、大手前通りなど）をつくりあげている。

4 戦災復興事業の経過

GHQは、戦災復興事業は敗戦国にふさわしくないと冷淡な姿勢を示した。また、全国各地の取り組み状況は、自治体の姿勢の差が現われ、かなり異なっている。

戦災復興計画の根幹である広幅員街路と緑地系統は、東京ではほとんど実現しなかった。その理由は、街路や公園緑地は、その用地が土地区画整理事業を実施する過程で公共減歩により公有地として確保されることによつて発生するものであるが、その土地区画整理事業そのものが、当初計画の一〇分の一にまで縮小されてしまったからである。

内務省・戦災復興院は当初、戦災は国の責任であり、全国の戦災復興事業は国の事業として執行することを考えた。しかし、戦災復興院初代総裁の小林二三（阪急グループ創業者）は、地方自治の観点から自治体執行を主張し、五大都市も市施行を要望し、このため戦災復興事業は基本

的に市施行（一部の都市は県施行）となった。東京の復興事業について、大橋武夫ら戦災復興院幹部は、都と国の共同体制を勧めたが、都知事は都独自で執行するとして、これを断つたのである。しかし、復興事業の実施となると、安井誠一郎知事は熱意に欠け、都の財政支出は不十分であり、国庫補助の対象外となった区画整理予定地区について、事業化を取り止めてしまった。

小林二三の主張は理念としては正しいが、自治体側が都市復興に熱心でない場合は、問題が生じる。戦災復興事業を立派にやりとげた都市の代表例である名古屋、広島、仙台、姫路はいずれも首長と技術者の双方に情熱のある人がいたから出来たのであって、一方が欠けていれば、平和大通や定禪寺通りは実現しなかったはずである。

東京の戦災区域は四七〇〇万坪であったが、これに対して土地区画整理を施行すべき区域は約六一〇〇万坪（二万一六五ヘクタール）と決定された。一九四七年一月、土地区画整理の事業決定区域は約三〇〇〇万坪（震災復興の施行区域を除外する）と決定された。施行地区は一九四六年一月～四七年三月に四〇地区三〇二ヘクタールが告示され、他に組合施行八地区二九四ヘクタールがあり、合計三二九六ヘクタール（九九七万坪）で事業が

